

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成25年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物	下水汚泥焼却灰を用いた混入アスファルト混合物	下水汚泥焼却灰から製造したアスファルトフィラーを用いたアスファルト混合物	下水汚泥焼却灰を含まない一般のアスファルト混合物	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「下水汚泥焼却灰混入アスファルト混合物」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再リサイクル性の確認が必要</li> <li>・全国の下水処理場の処理には様々な方法があり、下水汚泥焼却灰の性質が多岐に渡るため、下水汚泥焼却灰全般において使用段階における有害物質の含有が無いこと、長期的に溶出ししないことの確認が必要。</li> <li>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</li> <li>・材料品質に関する基準が未整備、確認が不十分</li> <li>・重交通路線に対する長期耐久性が未確認</li> <li>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</li> <li>・製品の安定的生産・供給体制が不十分</li> <li>・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
道路用エコスラグ	下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物	下水汚泥から発生した溶融スラグを骨材として、有効利用したアスファルト混合物	天然材料を骨材として使用したアスファルト混合物または路盤材	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「道路用エコスラグ」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再リサイクル性の確認が必要</li> <li>・長期の環境に対する安全性(特に3倍値基準のみ充足するスラグについて)</li> <li>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</li> <li>・重交通路線に対する長期耐久性が未確認</li> <li>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</li> <li>・JISを満足する材料(特に1倍値を満足するスラグ)の安定的生産・供給体制が不十分</li> <li>・国で調達する場合の沿道及び地域住民の理解とコンセンサスの形成が必要</li> <li>・鉄分の含有率に起因する景観上の制限がある</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
再生プラスチック製視線誘導標	循環型 樹脂製スノーポール	視線誘導標は、車道の側方に沿って道路線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う安全施設である。雪国地域においては、除雪等による破損を考慮した、樹脂製の視線誘導標が多く採用されている。これらの多くは使用后(破損後)、産業廃棄物として埋立や焼却されている。今回提案の循環型 樹脂製スノーポールは使用后廃棄となる樹脂製スノーポールを再生原料化し、再度、樹脂製スノーポールの原料に使用する循環型リサイクルに対応したものである。	バーজন樹脂製視線誘導標	継続検討 S(C)	<p>○平成24年度は資料の提出をいただいておりませんが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。</p> <p>○本品目については、統合品目「再生プラスチック製視線誘導標」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p> <p>○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。</p>
	循環型 樹脂製デリニエーター	視線誘導標は、車道の側方に沿って道路線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う安全施設である。雪国地域においては、除雪等による破損を考慮した、樹脂製の視線誘導標が多く採用されている。これらの多くは使用后(破損後)、産業廃棄物として埋立や焼却されている。今回提案の循環型 樹脂製デリニエーターは使用后廃棄となる樹脂製デリニエーターを再生原料化し、再度、樹脂製デリニエーターの原料に使用する循環型リサイクルに対応したものである。			継続検討 S(C)

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成25年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
廃木材等を骨材として利用したコンクリート製遮音壁	木材(間伐材、木くず、建築廃棄物)を骨材としたコンクリート製遮音壁	セメント、木材(間伐材、木くず、建築廃材等)と接着剤を混ぜて製造する。高い吸音性があり、1200度を超える耐熱性、コンクリートと同等以上の耐久性、透水性も持ち、壁面緑化にも利用可能となっている。材料に間伐材、木くず、建築廃材等を使用するため森林保護、リサイクルにも対応したものである。	金属性遮音壁	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「廃木材等を骨材として利用したコンクリート製遮音壁」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期耐久性の確認が必要</li> <li>・再リサイクル性の確認が必要</li> </ul> <p>②品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の安定的生産・供給体制が不十分</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品	下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート二次製品	下水汚泥焼却灰を混入させたコンクリート二次製品	下水汚泥焼却灰を含まない一般のコンクリート製品	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「下水汚泥焼却灰を用いたコンクリート製品」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の下水処理場の処理には様々な方法があり、下水汚泥焼却灰の性質が多岐に渡るため、下水汚泥焼却灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。</li> </ul> <p>②JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <p>③特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の安定的生産・供給体制が不十分</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>
再生骨材Lを用いたコンクリート	再生骨材Lを用いたコンクリート	「再生骨材Lを用いたコンクリート」とは、構造物の解体等により発生したコンクリート塊を破砕して造ったコンクリート用再生骨材Lを骨材の全部又は一部に用いたコンクリートです。2006年にJISA5023として制定され、裏込めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等の用途に用いられます。コンクリート塊の再資源化は、ほとんどが道路舗装の路盤材に用いられており、コンクリートからコンクリートへ本当の意味での循環型社会の形成に貢献できると考えております。	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 (C)	<p>○平成24年度は資料の提出をいただけておりませんが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。</p> <p>○本品目については、統合品目「再生骨材Lを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JISを満足する材料の安定的生産・供給体制が不十分</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p> <p>○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。</p>
	コンクリート用再生骨材L	コンクリート用再生骨材Lは、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕などの処理を行い製造したものである。コンクリート塊にはレディーミクストコンクリートの戻りコンを硬化させた塊を破砕して造ったものも含む。但し、フレッシュ時に水を加えたもの、運搬車から排出後1～3日で砂利状に砕いたものは除く。		継続検討 (C)	<p>○本品目については、統合品目「再生骨材Lを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JISを満足する材料の安定的生産・供給体制が不十分</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。</p>

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成25年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
再生骨材Mを用いたコンクリート製品	再生粗骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品	再生骨材Mは乾燥収縮や凍結融解作用の影響からその使用は、地下構造物のみに限定されている。これらの課題を解決するために、再生粗骨材Mをプレキャストコンクリート(PCa)製品へ利用したものである。PCa製品に利用した場合、部材寸法が小さく、乾燥収縮による不具合が発生しにくいこと、また、凍結融解抵抗性についても土木研究所により耐凍害性の有無を容易に判断できるようになった。主な特徴は以下のとおりである。なお、本品は(社)日本コンクリート工学協会「再生粗骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品のガイドライン試案」をベースとして作製されている。 ①コストをかけずに既存の機器で再生粗骨材Mを製造し、品質を確保する。 ②粗骨材の30～100%を再生粗骨材Mで置換し、アルカリシリカ反応の対策として混合セメントを利用する。 ③設計基準強度35N/mm2以下の製品を対象とする。	天然骨材を用いたコンクリート製品	継続検討 QS(C)	○本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート製品」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ②特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ・JISを満足する製品の安定的生産・供給体制が不十分 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
天然繊維を用いたドレーン材	天然繊維を用いたドレーン材	軟弱地盤の圧密沈下促進工法である鉛直ドレーン工法において、軟弱地盤中に鉛直に打設し、軟弱地盤中の水分の排水を促進するドレーン材に天然繊維製(黄麻の繊維とヤシの葉の殻の外皮繊維を撚ったヤシロープ)の材料を用いるものである。また水平排水ドレーン材料として、近年ではサンドマット(地上水平排水砂材)の代替品として水平天然繊維ドレーンが使用されている。	プラスチック(化学繊維)ドレーン	継続検討 (C)	○本品目については、統合品目「天然繊維を用いたドレーン材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・製造段階でのCO2削減が期待されるが、削減量の見通しが不明確。 ・最終的に腐食し土と同化する効果の効果が不明確。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。
生分解性プラスチックを用いたドレーン材	生分解性プラスチックボードドレーン材	植物を原料とした生分解性プラスチックにより、圧密終了後に生分解し無害化する地盤改良工用のドレーン材である。本品目は、芯材・フィルターともに天然のでんぷん(飼料用とうもろこしでんぷん)や糖類などの植物を原料として作られたポリ乳酸樹脂であり、施工後は土中の微生物のはたらきによって水と二酸化炭素に生分解され無害化し、圧密沈下完了後には自然に還る素材である。ドレーン材としての要求性能である施工性、透水性および引張強度などはこれまでの化学繊維系のもので全く変わらず、その製造過程においての二酸化炭素発生量も少なく、環境に配慮した資材である。	(化学繊維系)プラスチックボードドレーン材	継続検討 E Q(C)	○平成24年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「生分解性プラスチックを用いたドレーン材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・製造段階でのCO2削減が期待されるが、削減量の見通しが不明確。 ・最終的に腐食し土と同化する効果の効果が不明確。 ②品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
ペーパースラッジを用いた土質改良材	FTマッドキラー	製紙工場から排出されるPS灰を再焼成、混合、造粒、粒度調整、乾燥等の処理を施すことで製造した泥土改良材を用いて、軟弱な建設発生土(泥土)を瞬時に改良し、建設工事への転用を可能とする工法である。本工法の特徴は、以下のとおり。1)吸水効果を主体とする改良である。2)養生時間なしに、瞬時に泥土を改良させ、改良土を建設工事に転用できる。3)粘性土、砂質土、腐植土等すべての土質に対応可能である。4)改良土は、中性域であり、周辺の生態系(動、植物)にやさしい改良である。5)改良土は、繰り返し利用できる。6)第4種の改良状態(qc=200KN/m2)からそれ以上の強度を発揮させる場合、少ない追加で達成することができる。7)改良に際しては専用攪拌装置があるが、バックホー攪拌でも対応できる(セメント系固土と比較して攪拌ムラが少ない)。H15年度国土交通省テーマ設定技術募集システム「浚渫土砂のリサイクル技術」で選定 H18年度地盤工学会 地盤環境賞受賞(資料No.14)。	セメント系固土材、石灰系固土材、高分子改良剤	継続検討 E Q(C)	○本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・再リサイクル性の確認が必要 ・長期のペーパースラッジ灰の性質が多岐に渡るため、ペーパースラッジ灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。 ②JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成25年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
	カタツムリ工法	池、湖沼、河川建築現場から排出される泥土、軟弱土、残土の有効利用をめざし、また世界的リサイクルプランのなかでの建設残土、浚渫汚泥の有効利用することにより、埋め立て最終処分場の寿命をのばせることができます。またこの工法に使用する材料（ペーパースラッジ灰、石炭灰、廃石膏、高炉スラグ微粉末等が主成分）そのものがリサイクル製品であります。		継続検討 Q(C)	<p>○本品目については、統合品目「ペーパースラッジを用いた土質改良材」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再リサイクル性の確認が必要</li> <li>・全国のペーパースラッジ灰の性質が多岐に渡るため、ペーパースラッジ灰全般において使用段階における有害物質が長期的に溶出しないことの確認が必要。</li> </ul> <p>②JIS・JAS等の公的基準がないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります</p>
量	エコ量「再生材料を使用した稲わら畳及び稲わらサンドイッチ畳」	「建設リサイクル法」に則り、廃棄物（古畳）を抑制するために、使用済みの古畳を回収し、解体・分別及び加熱処理し再資源化した稲わら畳と、稲わらと環境負荷の少ない発泡プラスチック保温板を組み合わせた畳。エコマーク認定品。施工コストを考慮し、直敷きタイプが可能な「エコたたみⅡ形」を追加。	国土交通省建築工事共通仕様書に定める「畳」。	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「畳(たたみ)」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案品目自体の再リサイクル性の確認が必要</li> <li>②JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。</li> <li>③古畳の回収体制が不明確なため、安定して供給が可能か、継続的な検討が必要と考えられる。</li> </ul> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります</p>
再生プラスチックを利用した建材	再生プラスチック（PP）製デッキ材	廃プラスチックのうち、主にPP（ポリプロピレン）・PE（ポリエチレン）を主材料として再生したデッキ材。廃プラスチックを破砕しブレンド・計量の上熱熔融し押出成型したもの。屋外のデッキ材等で使用。除却の際にもリサイクルが可能な循環型商品。	樹脂製（プラスチック）デッキ材	継続検討 QS(C)	<p>○本品目については、統合品目「再生プラスチックを利用した建材」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①JIS、JAS等公的規準満足していないなど品質確保について不確実性が残ると考えられる。</p> <p>②提案品目を製造できるメーカー等の存在が不明なため、全国的に普及が可能か不確実性が残ると考えられる。また、使用の場が限定されるため、国等の調達見込み量について継続的な検討が必要と考えられる。</p> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります</p>
空調用機器	水和物スラリー蓄熱空調システム	水和物スラリー蓄熱空調システムは空調温度域5～9℃において潜熱を蓄えられる潜熱蓄熱材（水和物スラリー）を用いた蓄熱空調設備である。水和物は冷水の2倍程度の熱密度を有するので、水と比べて蓄熱量の増大化が可能である。また、水と異なり流動性に優れているため、水と同様に空調機器に直接搬送することも可能である。	蓄熱方式を有しない（非蓄熱）空調システム（セントラルシステム）	継続検討 Q(C)	<p>○本品目については、統合品目「空調用機器」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①システムの導入実績が少ないことから、実際の運転状況下における品質の確認数も少ない状況であり、今後、導入実績を増やし、品質の確認数を増やす必要があると考えられる。また、比較対象品の設定について再検討の必要があると考えられる。</p> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります</p>
再生骨材Mを用いたコンクリート	再生骨材コンクリート	解体コンクリートを原材料とする再生骨材を用いた「再生粗骨材コンクリートまたは再生細・粗骨材コンクリート」を市中の生コン工場で製造・供給し、一般建設工事の場所打ち杭および基礎等の地下躯体に適用する。なお、本材料に用いる再生骨材は中品質（Mクラス）のもので、吸水率4%ないし5%以下を管理許容値としている。また、当該コンクリートは、杭については首都圏の5工場につき、地下躯体については首都圏の3工場につき、建築基準法37条第2項に基づいた国土交通大臣認定の一般認定を取得している。	天然骨材を用いたコンクリート	継続検討 (C)	<p>○本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。</p> <p>○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。</p> <p>①特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。</p> <p>○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認する必要があります</p>

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成25年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
	コンクリート用再生骨材M	コンクリート用再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊(原コンクリート)を破碎、磨砕、分級などの処理を行い製造したものである。コンクリート塊にはレディーミキストコンクリートの戻りコンを硬化させた塊を破碎して造ったものを含む。但し、フレッシュ時に水を加えたもの、運搬車から排出後1～3日で砂利状に砕いたものは除く。		継続検討 (C)	S ○本品目については、統合品目「再生骨材Mを用いたコンクリート」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。
コンクリート用再生骨材H	加熱すりもみ法による再生骨材及び回収した微粉	本資材は、コンクリート塊を300℃程度で加熱して、セメントペースト部分を脱水、脆弱化した後、骨材を破碎しない程度の摩擦作用で骨材の周りに付着しているモルタルやセメントペーストを選択的に除去する「加熱すりもみ法」によって製造した再生骨材である。本再生骨材は、一般的なコンクリートに使用される天然の粗骨材及び細骨材と同等の品質を有するものである。本骨材を使用したコンクリートは、砂利・砂及び砕石・砕砂を使用したときと同様に調合することができ、フレッシュコンクリートの性状、強度性状、耐久性状は天然の骨材を使用したコンクリートと同等で、建築物や工作物の構造躯体に用いることができる。また、副産物として生成する微粉(セメントフィラー)は改良土の土壌固化材として使用することにより、セメント製造由来の環境負荷分を削減することができる。	天然骨材	継続検討 (C)	S ○本品目については、統合品目「コンクリート用再生骨材H」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①供給地域及び使用範囲が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	加熱すりもみ法による再生骨材及び回収した微粉	本資材は、コンクリート塊を300℃程度で加熱して、セメントペースト部分を脱水、脆弱化した後、骨材を破碎しない程度の摩擦作用で骨材の周りに付着しているモルタルやセメントペーストを選択的に除去する「加熱すりもみ法」によって製造した再生骨材である。本再生骨材は、一般的なコンクリートに使用される天然の粗骨材及び細骨材と同等の品質を有するものである。本骨材を使用したコンクリートは、砂利・砂及び砕石・砕砂を使用したときと同様に調合することができ、フレッシュコンクリートの性状、強度性状、耐久性状は天然の骨材を使用したコンクリートと同等で、建築物や工作物の構造躯体に用いることができる。また、副産物として生成する微粉(セメントフィラー)は改良土製造における水分調整材として使用することにより、石灰製造由来の環境負荷分を削減することができる。		継続検討 (C)	S ○本品目については、統合品目「コンクリート用再生骨材H」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①供給地域及び使用範囲が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。
	コンクリート用再生骨材H	コンクリート用再生骨材Hは、コンクリート構造物の解体などによって発生したコンクリート塊(原コンクリート)に対し、破碎・磨砕・分級等の高度な処理を行って製造したコンクリート用再生骨材。コンクリート塊には、構造物の解体によって発生したもの以外に、コンクリート製品やレディーミキストコンクリートの戻りコンクリートを硬化させたものなどがある。		継続検討 (C)	S ○本品目については、統合品目「コンクリート用再生骨材H」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①供給地域及び使用範囲が限定されているため、今後特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。

継続検討品目群（資材）

提案品目名、品目概要は提案者からの提出資料から抜粋したものです。

平成25年度版

統合品目名	提案品目名	提案品目の概要	比較対象品目名	検討結果	
				分類	理由等
環境対応型防水アスファルト	環境対応低煙低臭型防水工事用アスファルト	従来のJIS K 2207防水工事用アスファルト3種の低煙低臭タイプのアスファルトコンパウンドより、更に低煙低臭効果が高い。 また、このアスファルトを使用した工法により、公共建築工事仕様に比べ少ない量で施工できるため工期が短縮できる。	JIS K 2207防水工事用アスファルト3種	継続検討 Q(C)	○平成24年度は資料の提出をいただいておりますが、再精査した結果、昨年度と同じ判断とさせていただきます。 ○本品目については、統合品目「環境対応型防水アスファルト」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①JIS、JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。 ○なお、今後も新たな資料の提出をいただけない場合は、継続的な検討が困難となる場合がありますので予めご了承下さい。
ガラス用光触媒クリア塗料	ガラス用光触媒クリア塗料	・主にオフィスビルなどの建築物の外装に使用されるガラスを対象とし、表面に光触媒膜を施す光触媒クリア塗料。光触媒セルフクリーニング効果により汚れの分解・浄化を繰り返し、ガラスの美しさを保つ事ができる。 ・酸化チタンを主原料とする薄膜をガラス表面にコーティングして形成される。 ・光触媒膜が施された面が屋外側になるように施工する。 ・廃棄時には通常ガラスと同様の扱いとなる。	光触媒性能の低いガラス用光触媒クリア塗料	継続検討 E Q(C)	○本品目については、統合品目「ガラス用光触媒クリア塗料」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・清掃回数の減少によるCO2削減量および廃棄物削減量の見通しが不透明。 ②JIS・JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。
光触媒ガラス	光触媒ガラス	主にオフィスビルなどの建築物の外装に使用されるガラスを対象とし、表面に、光触媒膜が施されたガラスであり、光触媒のもつセルフクリーニング効果により、ガラス表面の汚れの分解・浄化を繰り返すことにより、そのガラスの美しさを保つ事ができる。酸化チタンを主原料とする光触媒薄膜を、工場にてガラス表面に成膜する工程を経て製造されるガラスであり、光触媒膜が成膜された面が屋外側になるように施工する。このガラスの廃棄時には、通常ガラスと同様の扱いとなる。	工場での成膜工程により光触媒膜が成膜されている、光触媒ガラスであり、光触媒性能が基準を満たさないもの。	継続検討 E Q(C)	○本品目については、統合品目「光触媒ガラス」に該当するものと判断して検討させていただきました。 ○検討の結果、以下の理由により継続的に検討させていただくこととしました。 ①期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられる。 ・清掃回数の減少によるCO2削減量および廃棄物削減量の見通しが不透明。 ②JIS・JAS等の公的基準に準拠していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられる。 ○上記課題を解決した後に、コスト面について普及とともに比較対象品目と同程度になる見込みを確認する必要があります。